

## 租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

### 〔記載要領等〕

#### 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等（措置法第40条第6項から第14項までの規定によりこの公益法人等とみなされた者を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産で、特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、同条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

#### 《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、当該受贈法人等の納税地）を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地（受贈法人等が個人である場合は、当該受贈法人等の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「住所又は所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。また、「公益信託の名称」欄及び「業種又は職業」欄は、届出者が公益信託の受託者である場合に記載してください（当該公益信託の受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。）。  
（注） 上記の公益信託の受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
- 3 「譲渡しようとする財産等の寄附者」には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 4 「譲渡しようとする財産等の明細」には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とした」のように具体的に記載してください。
- 5 「取得しようとする特定買換資産の明細」には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

#### 《添付書類》

- 1 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等（受贈法人等が法人である場合）
- 3 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録若しくは公益信託の合議制の機関の議事録又は譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理することについて信託管理人の同意があったことが分かる書類の写し
- 4 譲渡しようとする財産等が記載されている基金明細書又は基本金明細書等の写し
- 5 届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人、認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人又は公益信託の受託者である場合には、これらの者の所轄庁が発行した基金の証明書の写し  
（注） 届出者である公益信託の受託者が個人である場合には、届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります（共同受託の場合で、主宰受託者以外の受託者が個人であるときは、当該受託者の本人確認書類の提示又は写しの添付も必要となります。）。